

在学申請(高専生用)

令和7年度徳島県奨学生募集の手引き

I 徳島県奨学金について

1 趣 旨

勉学に意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な高等学校、専修学校高等課程、特別支援学校高等部及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）並びに高等専門学校に在学する方に対し奨学金を貸与する制度です。

2 申請要件(申請できる条件)

- (1) 県内に住所を有する者の子であること。
なお、父及び母がともにいない場合は、その子が県内に住所を有すること。
- (2) 高等学校等に在学していること。ただし、通信制の課程、別科又は専攻科（看護科を除く。）は除く。
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること。
- (4) 次の修学資金等を受給しないこと。
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による修学資金
 - ・徳島県社会福祉協議会が行う修学資金
 - ・徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の規定による修学奨励金
 - ・日本学生支援機構の貸与型奨学金（高等専門学校に進学する者のみに該当）
- (5) 過去に同程度の学校を修了し又は卒業した者でないこと。

3 奨学金の貸与

(1) 貸与月額

区 分		国 公 立	私 立
高等専門学校	第1～3学年	18,000円 13,000円 8,000円	35,000円 25,000円 15,000円
	第4～5学年	43,000円 33,000円 23,000円	51,000円 40,000円 30,000円

※貸与月額は、それぞれの区分内にある3種類の中から選択できますが、貸与決定通知後の変更はできません。（区分変更及び高等教育支援制度の認定等の場合を除く。）

- (2) 貸与する期間
令和7年4月から高等学校等の正規の修業年限が終了する月までです。
- (3) 利息の定め
無利息です。
ただし、返還期日までに返還しない場合は、延滞利息を徴収する場合があります。

- (4) 奨学金の貸与予定（初年度のみ年3回、次年度以降は年4回の貸与）

	貸与予定日	貸与相当月
第1回	7月末日	4月～ 9月（6か月分）
第2回	10月末日	10月～12月（3か月分）
第3回	1月末日	1月～ 3月（3か月分）

※次年度に継続貸与する場合は、5月末日を追加して3か月分ずつ年4回の貸与となります。

- (5) 次の学年も継続して貸与を受ける場合は、毎年度当初に継続手続きが必要です。
 (6) 貸与申請時に連帯保証人及び保証人の設定が必要となります。

4 奨学金の返還

- (1) 奨学金は、卒業後又は辞退・退学等により貸与が終了した後、必ず返還しなければなりません。また、貸与終了後、速やかに「奨学金借用証書」の提出が必要です。
- (2) 返還は、卒業後又は貸与決定を取り消された月の翌月から起算して6か月を経過した後、20年以内に、一括返還、年賦、半年賦、月賦（口座振替又は納付書払い）の方法により返還しなければなりません。
- (3) 災害、盗難、疾病、負傷、失業、生活困窮、進学等により奨学金を返還することが困難な場合は、返還が猶予される場合があります。ただし、返還猶予を申請する年度に発行の在学証明書等の理由を証明できる書類が必要です。
- (4) 返還するときの目安は次の表のようになります。

【返還総額及び最低月賦額の目安（例）】・・・（※ 貸与期間5年とした月払いの場合）

	学 年	貸与月額	返還総額 (貸与総額)	返還回数	返還年月	最低月賦額	最終回の 月賦額
国 公 立	1～3年	18,000円	1,680,000円	240回	20年	7,000円	7,000円
	4～5年	43,000円					
	1～3年	13,000円	1,260,000円	240回	20年	5,250円	5,250円
	4～5年	33,000円					
	1～3年	8,000円	840,000円	240回	20年	3,500円	3,500円
	4～5年	23,000円					
私 立	1～3年	35,000円	2,484,000円	240回	20年	10,350円	10,350円
	4～5年	51,000円					
	1～3年	25,000円	1,860,000円	240回	20年	7,750円	7,750円
	4～5年	40,000円					
	1～3年	15,000円	1,260,000円	240回	20年	5,250円	5,250円
	4～5年	30,000円					

II 申請について

1 申請書類

(1) 提出書類一覧

申請書類	備考
ア 奨学金貸与申請書	様式第1号その1 ・ <u>連帯保証人及び保証人の設定が必要です。</u>
イ 住民票	同一生計を営む <u>家族全員</u> の住民票
ウ 在学証明書	・ 県内の学校に在学の方：学校が用意。 ・ 県外の学校に在学の方：個人で学校に発行を申請して用意。
エ 所得証明書	市町村長が発行する最新の所得証明書。 ※ 所得証明書の写し及び源泉徴収票は不可。 ※ 同一生計を営む <u>家族全員</u> (就学前、修学中の方は除く。) の証明書。所得が0でも必ず必要です。
オ 誓約書	様式第3号 ※ 連帯保証人及び保証人の実印を押印してください。
カ <u>連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書</u>	誓約書(様式第3号)に添付。 ※ 連帯保証人及び保証人の要件は、(2)参照。
キ <u>保証人(連帯保証人)の所得証明書</u>	誓約書(様式第3号)に添付。 (※ 別生計の人を連帯保証人に設定した場合は、連帯保証人の所得証明書も必要です。)
ク 特別控除確認用書類	例：学生証の写し、障害者手帳の写し 等 (※ 特別控除の事情ごとの確認用書類を添付してください。 ただし、就学を理由とする特別控除の場合、義務教育の就学者については、生年月日により確認できますので書類添付の必要はありませんが、高等学校以上の者については、学生証の写し等の書類添付が必要です。)
ケ <u>奨学金受取用口座確認書類</u>	例：通帳又はキャッシュカードの写し等で銀行、支店、口座名義人、種別及び口座番号が確認できるものを添付。

※「ア」及び「オ」については、記載例等を参照して作成してください。

(2) 連帯保証人及び保証人の要件

①共通

- ・ 成年者で独立の生計を営む者
- ・ 貸与申請年度の4月1日に18歳以上65歳未満の者

②連帯保証人

- ・ 原則として保護者(申請者が18歳以上の場合は、その者の学費等を支弁している者)
- ・ 生活保護受給者でないこと

③保証人

- ・ 奨学生(連帯保証人)と別生計の者

※連帯保証人と保証人とは

連帯保証人は、債務者(奨学生)と同様の債務を負います。

返還が滞った場合は、たとえ奨学生本人に支払能力や財産があったとしても、連帯保証人は請求に応じ、返還しなければなりません。

保証人は、債務者(奨学生)及び連帯保証人に支払能力や財産がない場合に、代わって支払う責任を負います。連帯保証人にはない保証人の権利として、「分別の利益」、「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」があります。

2 募集期間及び申請書類の提出先

県内の学校に在学する場合と県外の学校に在学する場合では、募集期間及び提出先が異なりますので留意してください。

(1) 県内の学校に在学する方

募集期間：在学する学校が設定する締切を厳守してください。

提出先：在学する学校

(2) 県外の学校に在学する方

募集期間：令和7年4月1日（火）から令和7年5月23日（金）〔17時必着〕まで

提出先：徳島県教育委員会 生涯学習課 修学支援担当（県庁9階）

提出方法：持参又は郵送

所在地 〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

宛 先 徳島県教育委員会 生涯学習課 修学支援担当

電 話 088-621-3132

3 その他

(1) 予算の範囲内で貸与を行うため、要件を満たして申請しても奨学生として採用されない場合があります。

(2) 経済的理由により修学が困難であるとする基準は、世帯の総所得（※）から特別控除額（次ページ別表）を引いた金額が、次の認定所得基準表に記載の金額以下になる場合です。

認定所得基準表

（単位：万円）

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得	256	320	372	420	477	540	605

※世帯の総所得：所得証明書記載の個々の所得の合計額であり、収入額（年収）ではありません。

(3) 奨学金貸与申請書等は、次の場所で配付しています。

- ・徳島県内の高等専門学校等
 - ・徳島県教育委員会生涯学習課
 - ・県庁ふれあいセンター（県庁1階）
 - ・徳島合同庁舎、吉野川合同庁舎
 - ・西部総合県民局（美馬庁舎・三好庁舎）、南部総合県民局（阿南庁舎・美波庁舎） 等
- また、徳島県ホームページからもダウンロードができます。

(4) 徳島県ホームページにおいて、徳島県奨学金に関する内容を掲載していますので、参照してください。

(別表 1) 特別控除額表

	特別の事情	特別控除額			
1	母子・父子世帯であること	99万円			
2	就学者のいる世帯であること (申請者本人の控除も右表に準じて行う)	小 学 校		31万円	
		中 学 校 (中等教育学校前期課程)		46万円	
				自宅通学	自宅外通学
		高 等 学 校 (中等教育学校後期課程)	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		高等専門学校 (1～3年次)	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		高等専門学校 (4・5年次)	国・公立	43万円	72万円
			私 立	87万円	116万円
		大 学 ・ 短 大	国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円
		専修学校	高等課程	国・公立	39万円
私 立	88万円			118万円	
専門課程	国・公立		36万円	81万円	
	私 立		102万円	147万円	
3	障がい者のいる世帯であること	障がいのある人1人につき 99万円			
4	長期療養者のいる世帯であること	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額			
5	主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のために特別に支出している年間金額 (ただし、71万円を限度とする)			
6	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額			

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 生涯学習課 修学支援担当

電 話 088-621-3132

記載例・高専生用

様式第1号（第3条関係）その1

申請者（生徒）が必ず氏名等を自署する。

申請者の住所と異なる場合は「同上」でも可。

奨学金貸与申請書									
徳島県知事 殿					△△△△ 年 ◇ 月 □ 日				
徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。									
ふりがな	しょうがく はなこ				生年月日	□□□□年4月△日生			
申請者氏名	奨 学 花 子				電話	自宅：088-621-3144 携帯：090-△△△△-□□□□			
申請者住所	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 〇〇マンション△△号室				電話	自宅：088-621-3144 携帯：090-△△△△-□□□□			
家族の住所	〒 同 上				電話	自宅：088-621-3144 携帯：090-△△△△-□□□□			
在学中の学校	国 立 〇〇高等専門 学校		課 程 〇〇		科 類	第 1 学年			
	通 学 形 態		自宅通学 ・ 自宅外通学						
	入 学 年 月		2025 年 4 月		卒業予定年月		2030 年 3 月		
在学したことがある学校	貸与月額表の区分等に応じて選択。								
申請事項	貸与希望月額	18,000 円				貸与希望月数	60 月		
奨学金受取口座	金融機関名	〇〇銀行				本店名	△△支店		
	口座番号（右詰め）	0	1	2	3	4	5	6	フリガナ名義
銀行、農協、信金等の金融機関。ゆうちょ銀行は、取扱いできません。		しょうがく はなこ				奨 学 花 子			
連帯保証人	氏名	奨 学 太 郎				生年月日	△△△△年 〇月 〇日生		
保 証 人	住所	〒 同 上				電話	自宅：088-621-3144 携帯：090-△△△△-□□□□		
	続柄	父	職業	会社員		年収	123 万円		
保 証 人	ふりがな	とくしま じろう				生年月日	△△△△年 □月 □日生		
	住所	〒□□□-□□□□ 徳島県徳島市〇〇町〇丁目〇番地 △△アパート□号室				電話	自宅：088-621-3132 携帯：090-△△△△-□□□□		
	続柄	お じ	職業	会社員		年収	234 万円		

学校へ提出した日（募集期間内）の日付）。西暦・和暦どちらでも可。和暦の場合は漢字で記入する（以下同じ）。

自宅と携帯電話が両方ある場合は、全て記入する。

貸与を受けようとする月数を記入。通常は卒業予定年度の3月までの月数。

生徒本人の名義に限る。

自宅と携帯電話が両方ある場合は、全て記入する。

年収（収入）額を記入。

- 注1 この様式は、徳島県奨学生採用候補者として決定を受けた後高等学校等へ進学した者以外の者が貸与の申請を行う場合に使用すること。
- 2 「申請者氏名」欄は、申請者本人が自署すること。
- 3 「家族の住所」欄は、申請者と家族が住所を異にする場合に記入すること。
- 4 「在学したことがある学校」欄は、在学中の学校以外に高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に在学したことがある場合に記入すること。
- 5 「貸与希望月額」欄は、在学中の学校、通学形態又は学年の区分に応じ、貸与を希望する額を記入すること。
- 6 「奨学金受取口座」欄は、申請者本人の口座を記入すること。

	続柄	氏名	年齢	所得額	備考
生計を一にする家族の状況	本人	奨学 花子	15	円	〇〇高等専門学校1年
	父	奨学 太郎	45	1,234,567 円	〇〇株式会社
	母	奨学 育子	45	0 円	専業主婦
	兄	奨学 英夫	17	円	△△高等学校 3年 自宅通学
				円	
	人数	4 人	合計	1,234,567 円	
	特別な事情	火災、風水害、盗難等の被害世帯である場合に、その旨を記入してください。			
他の奨学金等の受給又は申請の状況	独立行政法人日本学生支援機構奨学金(貸与型)			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
	生活福祉資金(教育支援費)			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
	徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
上記の申請について親権者として同意します。					
「上記」とは、本申請書全て(両面)という意味です。親権者欄は、それぞれが必ず自署してください。			親権者氏名 奨学 太郎 続柄 父 親権者氏名 奨学 育子 続柄 母		

所得は、所得証明書に記載されている額を記載してください。市町村によって表記が異なりますが、「総所得」「合計所得」等で示されている場合が多いです。

- ・勤務先の会社名
- ・在学中の学校名、学年、通学形態
- ・障がい者、長期療養者等の特別控除に関する事由を記入してください(提出時点における内容)。
- ・本人以外の就学者で、義務教育を終えている方については、学生証のコピーを添付してください。

親権者が1人の場合は、1人のみ記入してください。
申請者が18歳以上の場合は、署名は不要です。

注1 「年齢」欄は、この申請書を提出する年度の4月1日現在の年齢を記入すること。

2 「備考」欄は、次の事項を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。

(1) 障がい者、6月以上の長期療養者又は本人と別居している者にあつては、その旨

(2) 本人以外の就学者にあつては、在学する学校名及び学年

3 「特別な事情」欄は、火災、風水害、盗難等の被害世帯である場合にその旨を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。

4 「他の奨学金等の受給又は申請の状況」欄は、現に貸与若しくは貸付けの決定を受け、又は貸与若しくは貸付けの申請をし、若しくは申請をする予定であるものの状況について、該当するものを○で囲むこと。

5 「親権者氏名」については、親権者(親権者がいない場合は、後見人その他の保護者)が自署すること。

誓 約 書

徳島県奨学金貸与条例の規定に基づき奨学金の貸与の決定を受けた場合は、奨学金貸与申請書の記載内容及び以下の記載内容を確認し、同条例及び同条例に基づく規則その他の規程を固く守り、学業に精励することを誓約します。また、奨学金の返還についても、関係規程を遵守し、返還の義務を履行することを誓約します。

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

住所・氏名は必ず申請者（生徒）本人が自署すること。

印は認印で可。但し、インク浸透印（シャチハタ等）は使用不可。

募集期間内の日付。
「年」は、西暦、和暦どちらでも可。
和暦の場合は、前に年号「令和」を記入。
※「貸与始期」の「年」の記入についても同じ。

本人
(申請者) 住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
マンション万代101号
氏名 奨学花子
学校 国立〇〇高等専門学校 課程 〇〇 科 類

連帯保証人 住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
マンション万代101号
氏名 奨学太郎
保証人 住所 徳島県徳島市〇〇町〇丁目〇番地
△△アパート〇号室
氏名 徳島次郎

住所・氏名は必ず連帯保証人及び保証人それぞれが自署すること。

印鑑登録した印（実印）を押印し、必ず印鑑証明書を添付すること。

貸与希望月額 18,000 円（高等専門学校第4学年及び第5学年 43,000 円）

貸与始期 2025 年 4月分から

在学する学校、通学形態により、貸与希望月額を記入する。

貸与終期 在学する学校の修業年限の終期（その期日）まで

貸与希望総額 1,680,000 円
（貸与終了時に金額が確定する。）

貸与月額 × 12月 × 貸与予定年数
（例）

18,000円 × 12月 × 3年 = 648,000円

43,000円 × 12月 × 2年 = 1,032,000円

合計 1,680,000円

返還開始時期 貸与が終了した月の翌月から起算して6月経過後

返還方法等 徳島県奨学金貸与条例施行規則第10条の規定により提出する借用証書の記載内容による。ただし、借用証書の提出がない場合には、事が定める方法及び金額とする。

徳島県知事 殿

注1 「本人」については、申請者本人が自署押印すること。

2 「連帯保証人」については連帯保証人が、「保証人」については保証人が自署押印すること。なお、押印には実印を使用し、印鑑登録証明書を添付すること。

3 連帯保証人が申請者と同一生計でない場合は、収入額が確認できる書類を添付すること。

様式第1号（第3条関係）その1

奨学金貸与申請書									
徳島県知事 殿					年 月 日				
徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。									
ふりがな 申請者氏名		-----			生年 月 日		年 月 日生		
申請者住所		〒			電話		自宅： 携帯：		
家族の住所		〒			電話		自宅： 携帯：		
在学中の学校		立 学校 課程 科 第 学年							
		通学形態		自宅通学 ・ 自宅外通学					
		入学年月		年 月		卒業予定年月		年 月	
在学したことが ある学校		立 学校 課程 科 卒業・修了・中退							
		在学期間		年 月から 年 月まで					
申請事項		貸与希望 月 額		円		貸与希望 月 数		月	
				円					
奨取学口座		金融機関名		本支店名		種目		普通	
		口座番号 (右詰め)		フリガナ 義		-----			
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	-----			生年 月 日		年 月 日生		
	住 所	〒			電話		自宅： 携帯：		
	続 柄			職業			年収	万円	
保 証 人	ふりがな 氏 名	-----			生年 月 日		年 月 日生		
	住 所	〒			電話		自宅： 携帯：		
	続 柄			職業			年収	万円	

注1 この様式は、徳島県奨学金生採用候補者として決定を受けた後高等学校等へ進学した
 2 者が、貸与の申請を行う場合に使用すること。
 3 「申請者氏名」欄は、申請者本人が自署すること。
 4 「家族の住所」欄は、申請者と家族が住所を異にする場合に記入すること。
 5 「在学したことがある学校」欄は、在学中の学校以外に高等学校、専修学校の高等
 6 課程又は高等専門学校に在学したことがある場合に記入すること。区分に応じ、貸与を希
 望する額を記入すること。
 「奨学金受取口座」欄は、申請者本人の口座を記入すること。

生計を一にする家族の状況	続柄	氏名	年齢	所得額	備考
	本人			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
	人数	人	合計	円	
	特別な事情				
他の奨学金等の受給又は申請の状況	独立行政法人日本学生支援機構奨学金（貸与型）			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
	生活福祉資金（教育支援費）			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
	徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金			受給中・決定済み・申請中・申請予定	
上記の申請について親権者として同意します。					
親権者氏名			続柄		
親権者氏名			続柄		

- 注 1 「年齢」欄は、この申請書を提出する年度の4月1日現在の年齢を記入すること。
- 2 「備考」欄は、次の事項を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。
- (1) 障がい者、6月以上の長期療養者又は本人と別居している者にあつては、その旨
- (2) 本人以外の就学者にあつては、在学する学校名及び学年
- 3 「特別な事情」欄は、火災、風水害、盗難等の被害世帯である場合にその旨を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること。
- 4 「他の奨学金等の受給又は申請の状況」欄は、現に貸与若しくは貸付けの決定を受け、又は貸与若しくは貸付けの申請をし、若しくは申請をする予定であるものの状況について、該当するものを○で囲むこと。
- 5 「親権者氏名」については、親権者（親権者がいない場合は、後見人その他の保護者）が自署すること。

様式第 3 号（第 3 条関係）

誓約書				
徳島県奨学金貸与条例の規定に基づき奨学金の貸与の決定を受けた場合は、奨学金貸与申請書の記載内容及び以下の記載内容を確認し、同条例及び同条例に基づく規則その他の規程を固く守り、学業に精励することを誓約します。また、奨学金の返還についても、関係規程を遵守し、返還の義務を履行することを誓います。				
年 月 日				
住所				
本人 (申請者)	氏名	印		
学校	立	学校	課程	科 類
住所				
連帯保証人	氏名	印		
住所				
保証人	氏名	印		
貸与希望月額	円 (高等専門学校第 4 学年及び第 5 学年 円)			
貸 与 始 期	年 月分から			
貸 与 終 期	在学する学校の修業年限の終期（それ以前に貸与を終了した場合は、その期日）まで			
貸与希望総額	円 (貸与終了時に金額が確定する。)			
返還開始時期	貸与が終了した月の翌月から起算して 6 月経過した後			
返 還 方 法 等	徳島県奨学金貸与条例施行規則第 1 0 条の規定により提出する借用証書の記載内容による。ただし、借用証書の提出がない場合には、知事が定める方法及び金額とする。			
徳島県知事 殿				

注 1 「本人」については、申請者本人が自署押印すること。
2 「連帯保証人」については連帯保証人が、「保証人」については保証人が自署押印すること。
なお、押印には実印を使用し、印鑑登録証明書を添付すること。
3 連帯保証人が申請者と同一生計でない場合は、収入額が確認できる書類を添付すること。